

## 第 34 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月9日(木) 午後3時00分～3時20分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 金子 節夫
  - 2番 島田 信成
  - 3番 中野 文子
  - 4番 高田 洋子
  - 5番 齊藤 澄博
  - 6番 横山 宏
  - 7番 松島 章倫
  - 8番 横山 正行
  - 9番 中村 政五郎
  - 10番 小林 修
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 係長 小谷 高平 主事 中村 みづき
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 第90号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
    - 第91号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
  - 第3 報告
    - 第39号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	<p>〈会長挨拶〉</p> <p>それでは只今から、第34回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告を願います。</p>
事務局長(金井)	<p>只今の出席委員数は、10名で御座います。</p>
会長（横山）	<p>事務局の報告の通り、本日出席の委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席をしておりますので、第34回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号3番中野文子委員、議席番号4番高田洋子委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案第90号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。1番について、事務局より説明を願います。</p>
事務局(小谷)	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第90号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和8年4月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「私共は、隣地を土木関連の資材置場として利用しておりますが、盛土規制法施行により、隣地周囲に空地を設けなければならなくなりました。従いまして、土石のストックヤードとしての仮置場が縮小される為、隣接する申請地を売買により取得し、敷地拡張いたしたく申請します。」とのことです。転用目的は「露天資材置場用地（売買）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては1ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長（横山）	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。</p> <p>9番中村政五郎委員</p>
9番（中村）	<p>9番中村です。4月7日3班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字水立地内。案内図は資料1ページ、付</p>

<p>会長（横山）</p>	<p>近状況図は2ページを参照してください。申請地は、篠塚水立の信号から南東に約80メートルに位置しており、北側の資材置場に隣接する農地です。農地区分はその他農地の第2種農地と判断されます。3班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本件は原案の通り可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。</p> <p>議案 第91号、令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局（小谷）</p>	<p>別冊資料をご覧ください。これは、農業委員会の活動の主に農地の最適化活動についての単年度目標の設定を表すものです。主なもののみ説明いたします。1ページ目は現在の委員の状況と町全体の耕地面積です。裏面2ページ目ですが、Ⅱ最適化活動の目標の1最適化活動の成果目標（1）農地の集積の②の目標についてですが、これは、毎年どれくらい集積率が増えるかを令和3年の時点で増加平均値を算出し、向こう10年、つまり令和12年度の集積率を勘案した場合に、新規に単年度毎にどれだけ増加するかを目標としたものです。その結果、単年度毎の増加面積は12haと算出され、それを単年度毎の目標数値として示しております。（2）の遊休農地の解消の①現状及び課題のところですが、8.4haが現在町内全体の遊休農地の面積で、その内、農業機械で解消できる農地が緑区分、それよりも程度の重いものが黄区分となっております。②目標のところですが、aの緑区分の遊休農地の解消について、解消目標数値はその5分の1の値を記入するよう定められているので0.6haとなっております。その下のイの新規発生遊休農地の解消ですが、前年度つまり令和7年度に新たに発生した遊休農地の解消の目標とする面積としては、昨年同様に0.4haと決めました。3ページをご覧ください。2最適化活動の活動目標</p>

	<p>ですが、（１）の推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、１日当たりの活動日数については、昨年と同様、月８日と設定いたしました。（２）の活動強化月間の設定目標ですが、７月と１月については、それぞれいわゆる利用権設定の５月公告分・１１月公告分の受付期間のタイミングで農地集積活動の強化ということで設定しました。９月については毎年恒例となっております、利用意向調査に向けた農地パトロールのことで設定しました。この内容については、事前に群馬県農業会議の査定を受けるよう定められており、既に確認を得ています。本日の議決にて賛成・異存なしということになりましたら、群馬県農業会議に提出、その後群馬県農業会議から全国農業会議所に提出され、全国農業会議所のホームページと当町のホームページにて公開となります。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員よって、本件は原案のとおり、決定いたしました。</p> <p>議事日程第３、報告第３９号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出についてを議題とします。事務局より、報告をお願いします。</p>
<p>会長（横山）</p> <p>事務局（小谷）</p>	<p>議案書３ページをご覧ください。報告第３９号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について。次のとおり農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出があったので、報告します。令和８年４月９日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。</p> <p>番号１番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、５ページを参照してください。</p> <p>番号２番。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。転用目的は、「一般住宅用地（売買）」、施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては、５ページを参照してください。以上、報告といたします。</p>

会長（横山）

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第34回邑楽町農業委員会総会を閉会します。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和8年4月9日

邑楽町農業委員会 会長 横山 正行

委員 中野 文子

委員 高田 洋子